

## Abstract

欧州における同盟、集団防衛、集団的自衛権—新たな脅威への NATO、EU による対応

鶴岡 路人（防衛研究所 主任研究官）

欧州における同盟、集団防衛、集団的自衛権の枠組みの中心に位置するのは NATO（北大西洋条約機構）であり、米国に対する 9.11 テロを受けて、集団防衛を規定した北大西洋条約第 5 条が史上初めて発動された。他方、2015 年 11 月のパリでのテロ事件後は、EU（欧州連合）においてリスボン条約第 42 条 7 項の相互援助条項が発動された。集団防衛の領域に、NATO に加えて EU という新たなアクターが登場したのである。しかしいずれの事例でも、これら条項の発動は、政治的な象徴としての意味合いが大きく、それらに基づく軍事的措置の実施は限定的だった。これは欧州における集団防衛や集団的自衛権の実態の特徴でもある。同時に、これらの事例はともにテロ事件に対するものだった点も注目される。今後はサイバー攻撃やハイブリッド戦争への対応が想定され、いかに事態を認定し、どの段階で集団防衛・相互援助条項が発動できるかという「敷居」の問題が重要となる。

『国際安全保障』第 44 巻第 1 号（2016 年 6 月）64—82 ページ。